

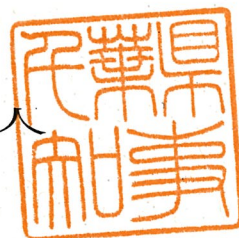
様式第3－2号

令和7年6月25日

公 示

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第18条第1項の規定により、別紙のとおり地域登録検査機関の登録の更新を行ったので、同条第3項において準用する同法第17条第6項の規定により公示する。

千葉県知事 熊谷 俊人



登録番号	34	登録年月日	平成17年7月1日				
登録検査機関の名称		有限会社 竹ノ内米店					
代表者氏名		代表取締役 竹ノ内 邦宏					
主たる事務所の所在地		千葉県富津市山中1254番地					
登録の区分		品位等検査					
農産物の種類		国内産玄米					
検査を行う区域	農 産 物 検 査 員			成 分 検 査 業 務 受 委 託 先			
	氏 名	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
千葉県	竹ノ内 義一	玄米	K1228504				
	山口 通弘	玄米	K1228506				
	竹ノ内 邦宏	玄米	K1231048				
備 考		登録更新					

農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ(飼料用もみ)又は玄米(飼料用玄米)と記載する。

登録番号	38	登録年月日	平成17年7月1日				
登録検査機関の名称	株式会社Bosofood						
代表者氏名	代表取締役 上野 利光						
主たる事務所の所在地	千葉県館山市竜岡612番地						
登録の区分	品位等検査						
農産物の種類	国内産玄米						
検査を行う区域	農 産 物 検 査 員			成 分 検 査 業 務 受 委 託 先			
	氏 名	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
千葉県	上野 利光	玄米	K1228510				
	上野 美佐子	玄米	K1228511				
備 考	登録更新						

農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ(飼料用もみ)又は玄米(飼料用玄米)と記載する。

登録番号	43	登録年月日	平成17年7月1日				
登録検査機関の名称		株式会社 マルイシ					
代表者氏名	代表取締役 石田 健一郎						
主たる事務所の所在地	千葉県匝瑳市栢田7952番地の18						
登録の区分	品位等検査						
農産物の種類	国内産玄米						
検査を行う区域	農 産 物 検 査 員			成 分 検 査 業 務 受 委 託 先			
	氏 名	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
千葉県	石田 健一郎	玄米	K1228519				
	石田 幸男	玄米	K1228520				
	南雲 智博	玄米	K12202312				
備 考	登録更新						

農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ(飼料用もみ)又は玄米(飼料用玄米)と記載する。

登録番号	61	登録年月日	平成17年7月1日
登録検査機関の名称	株式会社 加藤公平商店		
代表者氏名	代表取締役 加藤 正義		
主たる事務所の所在地	千葉県香取郡多古町南玉造3648番地3		
登録の区分	品位等検査		
農産物の種類	国内産玄米		
検査を行う区域	農 産 物 検 査 員		
	氏 名	農産物の種類	証明書番号
千葉県	加藤 正義	玄米	K1228545
	平山 圭美	玄米	K1228546
	菅澤 明義	玄米	K1230006
成分検査業務受委託先			
受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
備考	登録更新		

農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ(飼料用もみ)又は玄米(飼料用玄米)と記載する。

登録番号	59	登録年月日	平成17年7月1日				
登録検査機関の名称		株式会社 小山田商店					
代表者氏名		代表取締役 小山田 等					
主たる事務所の所在地		千葉県香取市大根2077番地					
登録の区分		品位等検査					
農産物の種類		国内産玄米					
検査を行う区域	農 産 物 検 査 員			成 分 検 査 業 務 受 委 託 先			
	氏 名	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
千葉県	小山田 等	玄米	K1228541				
	小山田 正和	玄米	K1228542				
備 考		登録更新					

農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ(飼料用もみ)又は玄米(飼料用玄米)と記載する。

農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ(飼料用もみ)又は玄米(飼料用玄米)と記載する